

第2次南砺市行政改革大綱（改定案）

第1 第2次行政改革大綱策定改定

~~（行政改革大綱見直し）~~の趣旨

（1）行政改革への取り組みと改定趣旨

平成12年（2000年）に地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化や機関連任事務の廃止など、国と地方の関係の根幹に関わる改革が進められてきたほか、その後も地方分権改革推進委員会において、国の様々な規制や枠組みに対して順次勧告が行われてきました。

このような分権型社会の到来に対応するため、本市は平成16年（2004年）11月に8町村の合併により誕生し、自主・自立の自治体経営を一層推進するために、総務省から示された指針を受けて、平成18年（2006年）3月に「南砺市行政改革大綱」（以下、「行革大綱」という。）及び「南砺市行政改革実施計画」（以下、「行革実施計画」という。）を策定し、改革に取り組んできました。

この行革大綱と行革実施計画に基づき、事務事業の見直しや組織機構の改革、財政の健全化、職員数及び人件費の削減などを着実に進めてきましたが、公共施設の再編・統廃合や第三セクターの経営改革など未だに解決されていない、更に取り組んでいかなければならない課題が多くあります残っています。

第2次行政改革大綱は、計画期間を平成24年度から平成28年度までとしていましたが、南砺市総合計画の改定及び公共施設等総合管理計画などの見直し時期と併せて、改革の推進を図るため、見直すことにしました。

~~この背景には、合併に際して行われた「サービスは高く、負担は低く」とする方針に基づく調整にみられるように、急激な変化による混乱を抑えるための配慮があったことや、事務事業の選択と集中よりも一律的な削減を求めたことがあげられます。~~

~~また、改革を実行する段階で、市民や職員の間でみられる「総論賛成・各論反対」の風潮が大きな弊害となっている現実もあります。~~

~~したがって、~~今後の取り組みの方策としては、これまでの取り組みを検証し、課題を明確にするとともに、~~このたび~~制定した「南砺市まちづくり基本条例」の基本理念を遵守しながら着実に実行していく必要があります。

（2）南砺市の現状と市政の課題

~~世界的な金融危機の影響に伴い、景気回復の実感がつかめない状況の中、少子高齢化や国際化の進展、環境問題や震災に対する関心の高まりなど、社会・産業構造全体が大きく変化しています。~~

~~近年は特に、本市においても少子高齢化・過疎化が顕著に表れており、市全体の人口は20年前と比較して15パーセント以上も減少し、65歳以上の老年人口の比率は30パーセントを超えています。社会や経済のグローバル化や地方分権の拡大、新たな制度への対応、厳し~~

コメントの追加 [A1]: 策定済みの第2次公共施設再編計画や第3セクター改革プランに取り組みことに修正

コメントの追加 [A2]: 改定の趣旨を記載

コメントの追加 [A3]: 合併当初よりの考え方を削除

い財政運営、市民の価値観の多様化など、各自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。また、平成 27 年 9 月に策定した「南砺市人口ビジョン」において、少子高齢化を伴う人口減少が一層進むことが予想されています。

一方また、多様化・複雑化する住民ニーズや新たな行政課題に対応するため、事務事業の効率化や改善に努めているものの、その需要や課題は拡大傾向にあることから、行政のスリム化に向けた思い切った改革の展開が求められています。一方では生産年齢人口の減少による税収の減少や地方交付税の合併特例措置の段階的減少等、今後の財政運営は一層厳しさを増すものと見込まれます。このような状況下において、引き続き行政のスリム化を実施していくとともに、人や財源などの限られた経営資源を、選択と集中により効果的、効率的に活用していく必要があります。

行政のスリム化には、国の構造改革政策で掲げられたように「地方でできることは地方で」、「民間でできることは民間で」とする考え方が不可欠ですが、そのことと併せて、地域活力を向上させるための方策を地域全体で考えていく必要があります。

①歳入

本市では、自主財源である市税や諸収入などの歳入全体に占める割合が約 3 割で、財源の大半を地方交付税や市債などに依存していることから、非常に脆弱な財政基盤にあります。平成 18 年度の税制改革により国からの税源移譲があったものの、昨今の経済不況や労働人口の減少により市税の伸びは今後もあまり期待できない状況にあります。中でも、特に普通交付税については、合併算定替が平成 27 年度から激変緩和措置の期間に入り、一本算定に移行する平成 32 年度には、平成 28 年度と比較し約 5 億 7,000 万円の減額が見込まれています。

また、合併特例法による財政支援として、普通交付税の算定上の特例措置が設けられており、現在は約 30 億円程度が積み増しされていますが、この特例は平成 27 年度から段階的に減額されることになっています。

また、市債については、建設投資の主たる財源として欠かせないものとなっており、これまで合併特例債や過疎対策事業債など、元利償還額の一部が普通交付税に算入される有利な起債を効果的に活用しながら社会資本整備などを促進してきましたが、しかし、合併特例債の発行期限が平成 31 年度となっていることや、起債残高も増加傾向となる中で、さらに厳しい財政運営を余儀なくされると想定されることから、今後は、適正な実質公債費比率を堅持しながら、市税を中心とした自主財源歳入の確保により一層努めなければなりません。

②歳出

歳出の伸びに対しての自主財源の伸びや、人口減少に対しての歳出規模がそれぞれ比例していない現状にあります。

コメントの追加 [A4]: 時代に即した表現へ改め
(市を取り巻く環境の変化や人口減少時代の到来等を記載)

コメントの追加 [A5]: 時代に即した表現へ改め
(税収・地方交付税の減少等、財政状況の悪化により、限られた行政資源の効果的・効率的な活用する必要性を記載)

コメントの追加 [A6]: 時代に即した表現へ改め
(普通交付税の合併算定替えに伴う減額や合併特例債の発行期限の到来により自主財源確保に努めることを記載)

—歳出規模を圧縮できない背景には、社会構造や市民ニーズの多様化など考えられますが、年々増加を続ける社会保障関連経費の負担も大きな要因の一つとなっており、今後も少子高齢化の進行により負担が重くなることが予想されます。

—また、過去には、雇用対策や若者定住促進に関連する流出人口抑制策に力を注ぎ、国県からの財政支援をもとに各種施設の整備を進めてきました。その結果、増加した公共施設の維持管理費などの財政負担も要因の一つとなっています。

義務的経費のうち、人件費については、減少傾向の状況が続いていますが、公債費は、過去に発行した市債の償還が増加傾向にあり、平成33年度にはそのピークを迎えるものと試算しています。また、少子高齢化や障がい者自立促進支援事業の充実等により、扶助費についても増加傾向にあります。

一方、投資的経費については、統合保育園整備や道路5ヶ年計画に基づく市道改良など、総合計画に基づく大型事業はおおむね計画通りに推移しています。

このような状況下にあっても、複雑・多様化する行政需要に的確に対応するとともに、公共施設再編の取組み強化による公共施設の維持管理経費を含めた経常経費のより一層の縮減に努め、将来にわたり持続可能な財政運営に取り組む必要があります。

③他自治体との比較

—普通会計の歳出決算額（平成22年度）を県内の他自治体と比較すると、本市が約377億円のところ、合併しなかった氷見市では218億円、合併した砺波市でも203億円となっており、市民1人当たりの歳出額も、氷見市の413千円、砺波市の410千円に対して、本市は680千円と多くなっています。8町村の合併で市域が広いことや中山間地・過疎地域などの地勢を踏まえたうえで、適正な歳出額となるよう行政経費全般を見直していく必要があります。

④③市町村合併の効果

行政経営の効率化と財政基盤の強化を図ることを目的の一つに掲げて合併したものの、分庁舎方式に係る経費や職員及び機能が類似・重複した公共施設を多く抱えていることなど、合併から8¹²年が経過した現在でも、市町村合併のスケールメリットを生かして行政経費を節減する課題が残っています。

節減した経費を多様化・高度化する行政需要に還元するとともに、合併特例措置が終了するまでの残された期間内に、地方交付税の変動に影響されにくい身の丈にあった財政構造への転換を図る必要があります。

(3) 行政改革の必要性和南砺市の姿勢

次の世代が担う10年先、20年、30年先の「南砺市のあるべき姿」を見据えた政策・施策を展開していくことが重要です。

コメントの追加 [A7]: 時代に即した表現に改め（歳出の現状を記載し、公共施設再編の取組み強化等による経費の縮減を図り、持続可能な財政運営に取り組むことを明記）

コメントの追加 [A8]: 他自治体との比較を削除

コメントの追加 [A9]: 年数及び表現の改め

この行革大綱は、総合計画に掲げた南砺市の将来像を実現するため、行政改革を推進し、行政経営の新たな方向性を示す指針として位置づけます。

将来に向けて持続可能な行政経営を目指すためには、まず、現状と政策課題を正面から捉え、南砺市の姿として健全でない部分の改善から始めなければなりません。

自主財源に乏しく市債残高が多い本市では、財政の硬直化が懸念されており、「自主」「自立」の行政経営を難しくさせている状態にあります。こうした中、合併特例措置の終了が大きな不安材料となっていることから、今まで以上に財政規律の厳格化を進めるとともに、さらなる行政改革の断行に取り組む必要があります。

改革にあたっては、相当な覚悟とエネルギーが必要とされることから、以下の考え方を踏まえながら改革に対する市民の理解と協力を求めています。

①改革・改善を先送りしない

市町村合併の特例措置である地方交付税の合併算定替え期間が平成 26 年度で終了し、平成 27 年度からの 5 年間で段階的に減額され、平成 32 年度からは一本算定となることから、これまでのように政策課題を先送りすることは、もはやできない状況にあるといえます。

このため、改革・改善ができない理由を明らかにして、改革・改善をしていく方策を考えるように発想を転換していきます。

②施策や事務事業に優先順位をつけて取り組む

これからも残したい施策や必要だと感じる事業は人それぞれに異なります。財政が逼迫している現状にあっては、あらゆる人が満足できる施策を同時に展開することは困難です。

このため、改革には少なからず“痛み”を伴うものであることを、市民や受益者にも認識していただかななくてはなりません。

多くの市民が共感できるサービスの“最大公約数”を重視しなければならないことはいうまでもありませんが、今やるべきことと今は我慢すべきことを見極める必要があります、そのためにも聖域を設けずに、行政評価などを通じてすべての施策に対して優先順位をつけて判断していきます。

③無駄を根絶する

行政が行う事務事業は、それぞれに必要性や個別の事情を抱えており、本来“無駄”といえるものはないとされてきました。

しかし、行政が実施しなくても民間が受け皿になれる事業や受益の公平性に欠くもの、または所期の目的を終えて形骸化している事業などに公費を投入するべきでないことは、自明であるといえます。

こうした“無いよりあったほうがよい”程度のもや“時代に適合しなくなった”ものは、速やかに排除していきます。

第2 行政改革の推進の体制

(1) 改革推進の視点

これまでの取り組みにおける反省点として、市の将来像を見据えたうえでの、施策や事務事業の「選択と集中」に取り組みず、一律的な削減を求めていたことが挙げられます。また、「総論賛成、各論反対」という障害を乗り越えられず、既存の枠組みやしがらみを見直せなかったことが改革の前進を妨げてきた一因となっています。

改革を目に見えるものとするためには、これらの課題と反省を踏まえたうえで、改革を推進する必要があります。町村合併から12年を迎え、地方交付税及び合併特例債の特例措置の終了が迫っていることは、新市としての一つの区切りであり、自主・自立した行政体として、次代を創造する重要な時期に直面しています。このような状況下において、本市の抱える行政課題を解決し、市のあるべき姿の実現のため、適正な財政規模への転換を図り、将来を見越した施策を展開していくことが重要です。

また、行政は困難な課題にも真摯に向き合い、常に丁寧な説明を通して市民に理解を求めるとともに、慣例や前例にとらわれることなく、仕事のやり方を見直し、行政サービスの質の向上を図る等、引き続き改革を推進していく必要があります。

① 職員の意識改革による改革への取り組み 目標値・指標設定による客観的検証・評価

職員一人ひとりの資質と創意・工夫により改革・改善策が見出せることから、人材の育成とともに意識改革が重要な課題となります。

市民に対する説明責任を果たすとともに、最大の効果を最少の経費で上げる行政経営を行っていくため、コスト意識と経営的感覚を養い、今一度「全体の奉仕者」であることを再認識し、改革への熱意を持って取り組みを推進します。目標値を設けることにより進捗状況や達成度が明確化され、さらに目標達成に向けた様々な取り組みにつなげていくため、すべての改革事項について、改革内容や目的に見合った指標を定め、その目標値についての妥当性を検討し、客観的検証・評価の仕組みづくりを推進します。

② 市民の参画による改革への取り組み 民間等との連携や役割分担

行政改革は、簡素で効率的な行政を目指すのみならず、多様化・高度化する市民ニーズに対応し、まちの将来像の実現を目指すものです。

このため、まちづくりの主役である市民自身が、責任と自覚を持って、地域を魅力のあるものにしていく必要があることから、あらゆる分野において、自主的・主体的な取り組みが進むことが期待されます。

まちづくり基本条例に基づき、「市民が主体」、「情報の共有」、「市民協働」のまちづくりを確立し、意見を施策や事務事業に反映させる仕組みづくりと行政の公正性や透明性の向

コメントの追加 [A10]: 改

定方針を記載（新市としての大きな転換期を迎え、適正な財政規模への転換を図り、行政改革の推進する）

コメントの追加 [A11]:

見直しの重要な視点を記載（目標値・指標設定による客観的検証・評価の仕組みづくり）

上などに取り組み、市民、議会及び関係団体などの理解と協力を得ながら、ともに行政改革を推進します。市の置かれた厳しい状況を市民と共有し、互いの英知を結集し、課題解決に取り組み、「市でしかできないもの」「市民と協働で行うもの」「民間で行うことができるもの」についての役割分担を進め、産官学金労言の連携等、それぞれの強みを生かし、職域を超えた新たな発想で取り組みを進めていきます。

コメントの追加 [A12]:

見直しの重要な視点を記載（民間等との連携や役割分担を進める）

③合併のスケールメリットを生かす

行政効率化と財政基盤の強化を目的の一つとして合併をしましたが、合併から12年が経過した現在でも、合併のスケールメリットが十分生かされていません。取組が始まった公共施設再編や庁舎機能再編により、類似施設の集約化を図る等、合併のスケールメリットを生かして行政経費の縮減に努めます。

コメントの追加 [A13]:

見直しの重要な視点を記載（合併のスケールメリットを生かした行政経費の縮減を図る）

④財政規模縮減に向けての取り組み

今後は少子高齢化の進行や人口減少時代の到来による歳入の減少、多様化・複雑化していく住民ニーズへの対応、社会保障関連費や公共施設の維持管理等に伴う歳出の増加により、財政状況が一段と厳しくなることが予想されます。歳入歳出の見通しを的確に把握し、適正な財政計画に基づいた適正規模で厳格な財政運営を行い、歳入に見合った歳出構造への転換を図ることが必要です。

コメントの追加 [A14]:

見直しの重要な視点を記載（歳入の減少する一方、歳出の増加により、厳しい財政状況下、適正な財政規模での財政運営への転換を図る）

⑤コスト意識とスピード感

歳入の増加が見込めず、財政状況がさらに厳しくなる時代を迎え、将来を見据えた更なるコスト意識と改革のスピード感が求められています。

コメントの追加 [A15]:

見直しの重要な視点を記載（コスト意識とスピード感を意識）

⑥スクラップ・アンド・ビルド

事業における停滞や硬直化を避けるため、常にスクラップ（廃止・中止・断念）&ビルド（創造）を念頭に、今必要なもの、今後必要なものを見極めた積極的な改革の展開を図り、柔軟な発想で取り組むことが大切です。

コメントの追加 [A16]:

見直しの重要な視点を記載（スクラップ・アンド・ビルドを意識した取り組み）

(2) 推進体制

社会情勢に即応した行政改革を円滑に推進するため、庁内の推進体制として市長を本部長とする南砺市行政改革推進本部において、改革の趣旨や必要性の徹底を図るとともに、実施に必要な事項の調整や改革事項の進行管理を行ないます。

また、改革の具体的な方策を実施計画として取りまとめ、その進捗状況や実績を公表するとともに、改革項目以外についても随時必要に応じた方策を加え、不断に取り組みます。

行革大綱と行革実施計画の管理に際して、市民や有識者等外部からの意見や提言を反映することで、実効性のある改革に取り組んでいくための諮問機関として設置されている、市

民と有識者からなる南砺市行政改革懇談会推進委員会において、実施内容や進捗状況など進行管理への意見を求めながら行政改革を推進します。

コメントの追加 [A17]: 名称変更

(3) 改革の重点目標

総合計画に掲げた南砺市の将来像の実現を目指して行政改革を推進するにあたって、次の3つを重点目標として設定します。

- I 将来へ持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】
- II 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】
- III 市民と共に取り組む市政の推進【市民が主体の行政】

この重点目標の達成に向けた具体的な改革事項については、第2次行政改革実施計画において定めることとします。

(4) 行政改革大綱の推進期間

この大綱は、市の総合計画後期基本計画との整合を図るため、同基本計画と同じく平成24年度から平成28年度までの5カ年を計画期間とします。

また、行革実施計画の取り組み期間も同じく5カ年平成31年までとし、PDCAマネジメントサイクルの手法をもって毎年の進捗管理を行い、必要に応じて内容を見直します。

コメントの追加 [A18]: 推進期間の変更

(5) 行政改革大綱の基本的考え

行政改革を進めるにあたっては、課題の解決を先送りにしない強い決意を示すため、実施計画の改革事項には、具体的な取り組み（事務事業）を掲げ、実行の期限を明示します。

第3 行政改革の主な事項

I 将来へ持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】

市政を変えていくには、行政主体のまちづくりから市民主体のまちづくりへ転換しなければなりません。そのためには、行政だけでなく市民自らも意識や行動を変えていくことが求められます。

「民間でできることは民間で」、「地域でできることは地域で」、「自分でできることは自分で」とする考えに基づき、それぞれの役割を明確化することにより、協働できるシステムを構築し、行政と民間（市民・自治会を含む）が役割に応じたサービスの提供を展開していきます。

（1）事務事業の見直し

南砺市総合計画後期基本計画に基づき施策の重点化を図るとともに、事務事業全般について見直しを行い、整理や統廃合によって簡素化、合理化を実施します。また、行政評価の手法を取り入れて、さまざまな事務事業を対象として目的や効果等を検証し、予算編成や監査等、計画の進行管理に活用することで、最大の効果を最少の経費で上げる行財政システムを構築します。

【方策】

- ①行政が実施する施策の選択や重点化
- ②公共施設の再編（機能強化、統廃合、民営化）
- ③行政評価等に基づくよる事務事業の改革・改善

コメントの追加 [A19]:

行政改革実施計画の改革事項に合わせた修正

（2）民間委託の推進

住民ニーズの多様化にともない行政が担っている事務事業が増大するとともに、地方分権の進展により国や県からの権限（事務）移譲が進んでいます。

このため、業務の民営化や民間委託を導入することでサービスの質の向上と経費の節減を図るとともに、公の施設の管理運営については、施設の設置者である行政の責任を果たすことを前提に、指定管理者制度を導入し推進するとともに、既に指定管理を導入している施設の効果検証を行い、サービスとコストの両面で改革・改善を図ります。

コメントの追加 [A20]:

指定管理効果の検証を追記

【方策】

- ①行政運営の効率化や住民サービスの向上が図れる業務の民間委託の推進
- ②指定管理者制度による公の施設の管理運営
- ③民間活力の導入

コメントの追加 [A21]:

行政改革実施計画の改革事項に合わせた削除

(3) 行政組織機構の見直し

現在の行政組織機構は、市制移行時に構築し、その後毎年見直しを行ってきたものですが、社会情勢や行政課題の変化に適応するため、引き続き随時必要な見直しを行います。また、行政センターや出先機関については、本庁業務との連携を図りながら、機能の特化と庁舎再編と併せて業務内容の見直しを行います。

【方策】

- ① 新たな行政課題や社会情勢の変化に対応できる効率的な行政組織の構築
- ② スクラップ・アンド・ビルドの徹底による組織機構・出先機関の統廃合

コメントの追加 [A22]:
行政改革実施計画の改革事項に合わせた修正

コメントの追加 [A23]:
行政改革実施計画の改革事項に合わせた削除

(4) 外郭団体、財政援助団体等の見直し第三セクター及び関係団体への関与の見直し

市が出資している第三セクターや外郭団体及び財政援助団体の経営状況を再点検し、財政支援の見直しを行うとともに、廃止や統合を含めた改革を実施します。

また、市が行っている団体事務については、事務局業務の各団体への移行を進めます。

第三セクター改革プランで対象としている団体については、改革プランに基づき、積極的な経営改善を求め、市財政の負担軽減を図ります。また、その他の関係団体については、自主・自立運営に向けて、職員の派遣等の見直しや役員等への就任のあり方の検討を行います。

【方策】

- ① 外郭団体第三セクターの経営改善と自立の促進
- ② 外郭団体の統廃合
- ③ ② 財政援助団体関係団体の自主的運営の推進

コメントの追加 [A24]: 行政改革実施計画の改革事項に合わせた修正
(第三セクター改革プランに基づく経営改善を求め、人的支援団体の自主・自立の促進を図る旨を記載)

コメントの追加 [A25]:
行政改革実施計画の改革事項に合わせた削除

(5) 行政サービスの向上

地方分権の進展と少子高齢化、人口減少などの社会情勢の変化にともない、行政サービスの高度化・多様化が進んでいます。住民サービスの範囲を拡大するだけでなく、サービスの水準や受益の適否を検証したうえで、質の向上が求められています。

財政事情が厳しさを増すなかで、より質の高い行政サービスを提供するために、住民ニーズの変化を的確に把握し、市民満足度の向上に努めます。

【方策】

- ① 開庁時間の拡大など窓口サービス、相談業務体制の充実
- ② ① 市民への情報提供機会の充実
- ③ ② ICTの活用による行政サービスの拡充
- ④ 行政手続きの簡素化による行政サービスの迅速化

コメントの追加 [A26]: 行政改革実施計画の改革事項に合わせた削除

II 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】

合併前の各町村は、地域の活性化を図ることを目的として補助金や地方債を活用して公共施設を整備してきました。また、多様化する市民ニーズに応えるために行政サービスを拡充してきたことから、多額の地方債（市債）残高があります。市町村合併にともなう地方交付税の特例措置は平成27年度から段階的に縮小されることから、市民サービスの維持と債務償還のために厳しい財政運営を強いられます。市町村合併にともなう地方交付税の特例措置は平成27年度から段階的に縮小され、人口減少に伴う地方交付税の減額や税収の減少に伴う財源の減少に対し、市民サービスの維持と社会保障費の増加、公共施設の維持等による歳出の増加が見込まれ、厳しい財政運営が予想されます。

このことから、財政基盤の強化と安心できる将来像の構築に向けて、コスト意識を踏まえた行政経営という考え方に切り替え、施策の重点化を図るとともにすべての事務事業をゼロベースから見直すことで、本市の「身の丈にあった」行財政規模への転換を図ります。また、複雑化・多様化する行政課題に的確に対処し行財政改革を進めるためには、職員一人ひとりが自らの課題として取り組む必要があることから、人材の育成や資質の向上に努めます。

(1) 財政の健全化

社会情勢や住民ニーズの変化にともない行政サービスの範囲も増大していますが、限られた財源の中で真に必要なサービスを提供していくためには、施策の重点化や事務事業の見直しなどにより行政コストを削減することが必要です。

また、自主財源の確保に努めるとともに、公平性の原則のもとに公共料金を検証し、受益者負担の原則のもと施設利用料金等を検証し、必要な見直しを行うなど、財政の健全化を図る必要があります。

補助金等の見直しや公営企業の健全な経営、公有財産の有効活用と整理合理化、事務的経費の一層の節減などにより歳出の抑制を図ります。

【方策】

- ①歳出経費の徹底的な削減と公有財産の整理合理化
- ②税収納の徹底と公共料金の見直しなどによる自主財源の確保
- ②公共事業の見直しと公共工事の適正なコスト縮減
- ④③補助金・交付金等の整理合理化と交付制度の見直し
- ⑤④地方公営企業の経営健全化

コメントの追加 [A27]:

時代に即した表現に改め（地方交付税・税収の減少に対して社会保障費や公共施設維持管理費の増による厳しい財政運営の予想を記載）

コメントの追加 [A28]:

公平性の原則→受益者負担の原則に表現の改め

コメントの追加 [A29]:

行政改革実施計画の改革事項に合わせた削除

(2) 定員管理と人件費の適正化

定員適正化計画に掲げた職員数の削減目標を達成するため、事務事業の内容や量、人員配置などを常に点検し、定員の適正化と人件費の抑制に取り組みます。

また、業務の電算システム化による効率化と民間委託を推進する~~などとともに、国の公務員制度改革を踏まえ~~、給与・人事制度の運用の見直しや水準の適正化を図ります。

【方策】

- ①組織再編や業務の整理合理化に伴う職員数の削減

コメントの追加 [A30]: 時代に即した表現への改め

(3) 人材育成の推進と多様な人材の確保

地方分権の進展に伴い、自治体が地域の課題を自ら解決していくことが求められます。このため職員には個々の資質と政策形成能力の向上が求められることから、~~人材育成基本方針に基づき職員研修計画に基づく職員の能力開発や意識改革を図り、~~他団体への研修派遣や人事交流をとおして、先見性と幅広い視野を備えた職員の養成に努めるとともに、職員研修の一層の充実を図ります。

~~また、職員間の連携を一層密にして、あらゆる行政課題に対して迅速な対応を図れるよう情報交換を行い、地域のコミュニティ活動やボランティア活動にも積極的に参加し、市民との対話や交流を図れる職員の育成を進めます。~~

また、専門的な業務に対応するためには、その分野に精通した人材や意欲のある人材を充てるのが効果的です。優秀な人材を確保するため専門性の高い職務経験者を採用するとともに、人材育成に主眼をおいた人事考課制度を導入し、職員の適性を活かした効果的な人員配置に努めます。

コメントの追加 [A31]: 行政改革実施計画の改革事項に併せた修正（職員研修計画に基づく職員能力開発や意識改革を図ることを追記）

コメントの追加 [A32]: 行政改革実施計画の改革事項に併せた削除

【方策】

- ①人材育成基本方針に基づく人材育成
- ②①実務研修や自己啓発等を適切に組み合わせた人材育成
- ③②職員相互間の連携強化や人事交流の実施
- ④③多様な人材の確保と専門的業務に対応した職員配置

コメントの追加 [A33]: 行政改革実施計画の改革事項に合わせた削除

Ⅲ 市民と共に取り組む市政の推進【市民が主体の行政】

行政経営の原点を市民の立場に置き換え、将来を見据えながら「今やるべきこと」を見極めていくことが必要です。

そのため、改革に対する前向きな姿勢と、終わりなき改善に向けた積極的かつ迅速な取り組み求められることから、まちづくり基本条例に掲げた「市民参画」と「情報共有」の指針を遵守し、市民との協働で真に必要なとされる行政サービスを柔軟性とスピード感をもって提供していきます。

また、急激な人口減少や過疎化により地域の消滅が危惧される中、地域機能を持続するためには自治会や市民団体、公民館、各種地域内組織、事業者、行政、学校など地域内の多様な主体による、市民自らが考え、行動する市民総参加（総働）による地域づくりを図る必要があります。

コメントの追加 [A34]: 市民総参加（総働）による地域づくりを図る必要性を追記

(1) 公正の確保と透明性の向上

市政の公正・透明性を図り、るために、~~広報紙やホームページ、CATVなどによる市民への行政情報の提供を積極的に進めるとともに、個人情報保護制度の趣旨を踏まえて適正な情報管理を徹底していきます。~~

また、行政施策を市民とともに構築していくために、各種審議会・委員会での議論に、広く市民の意見が反映されるよう、~~会議の公開、審議会等における女性委員の登用を推進し、委員の公募、パブリックコメントなどを実施します。~~

コメントの追加 [A35]: 行政改革実施計画の改革事項に合わせた修正（女性委員の登用の推進を追記）

【方策】

- ① ~~情報共有の推進と説明責任の明確化~~
- ② ①民意を反映する審議会・委員会の体制整備
- ③ ②公聴制度の拡充充実

コメントの追加 [A36]: 行政改革実施計画の改革事項に合わせた削除

(2) 市民協働の市政の推進

まちづくり基本条例に掲げた「市民が主体の原則」、「情報共有の原則」、「協働の原則」の基本理念に基づき、市民や団体の自主的なまちづくり活動を支援するとともに、行政と市民が互いの役割を理解し、連携して課題の解決に取り組む協働の市政を実現します。

また、協働によるまちづくりをより一層推進するためには、課題解決型の小規模多機能自治による推進を図る必要があります。

コメントの追加 [A37]: 課題解決型の小規模多機能自治の推進を追記

【方策】

- ① 市民の自主的・主体的な地域活動や交流活動の支援
- ② 市民協働による事業の展開

第4 まとめ

昨今の社会情勢からみてもわかるように、**世界、国、地方とも大きな変革期にあることから、これまでとは違った政策・施策の展開が求められています。**

少子高齢化や人口減少・過疎対策に加え、**昨今の景気低迷への対応や**循環型社会の構築など喫緊の政策課題が山積していますが、社会情勢がめまぐるしく変化している局面にあつては、何事にもスピード感を持って取り組む必要があります。

一方、市民ニーズが多様化しているなかでは、限られた行政資源（財源や人）で、すべての市民がすべてのサービスに満足できるような施策の展開は不可能です。このため、施策や事務事業の「選択と集中」を図り、メリハリのある行政経営を実現させなければなりません。

南砺市総合計画に掲げた市の将来像「さきがけて 緑の里から 世界へ」の実現にむけて、具体的な「各論」部分の実行に向け、直面している行政課題に対して強い覚悟をもって取り組んでいきます。

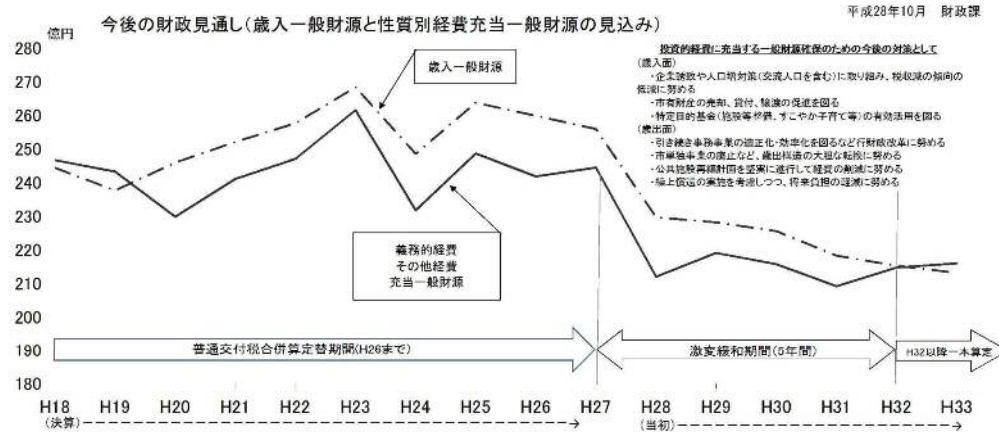
この大綱に基づく市政運営を進めることで、南砺市としての強みを伸ばして弱みを克服しながら、地域の魅力を開拓するとともに、夢と希望のもてる南砺市の個性を確立します。

コメントの追加 [A38]: 時代に即した表現に修正

《参考》**差替**

○今後の財政見通し（歳入一般財源と性質別経費一般財源の見込み）：財政課

コメントの追加 [A39]:
グラフの差替



●歳入一般財源と歳出充当一般財源との差額の推移 (億円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
歳入一般財源	244.4	237.7	246.0	252.1	257.7	268.4	248.6	283.9	250.9	256.0	229.7	226.2	225.6	218.3	215.3	213.2
うち合併算定後以降の普通交付税										139.6	133.9	125.9	123.9	123.5	121.3	120.2
義務的経費、その他経費 充当一般財源	246.7	243.3	229.9	241.1	247.1	261.6	231.8	248.7	241.9	244.5	212.0	219.1	215.8	209.2	214.8	216.0
差 額	△ 2.3	△ 5.6	16.1	11.0	10.6	6.8	16.8	15.1	18.0	11.5	17.7	9.1	9.8	9.1	0.5	△ 2.8

用語① 歳入一般財源 …… 市税、地方課税、交付金、地方交付税、臨時財政対策債借入額
 ② 義務的経費充当一般財源 …… 人件費、扶助費、公費に充てた一般財源
 ③ その他経費充当一般財源 …… 義務的経費、普通建設事業費、災害復旧事業費以外の経費に充てた一般財源、補助費、物件費、繰出金が主なもの。
 ●シミュレーションの前提
 ・普通交付税については、国では合併による市町村の姿の変化に対応した算定とすることとし、①支所に要する経費の算定②人口密度等による需要の創増③標準団体の面積の拡大を行うこととしたことから、H26算定に基づいた一本算定との差額を約14億円と想定し、激変緩和期間中で段階的に減額した。また、H26からH27国勢調査人口が算定基礎とされることから、人口減による影響額を約35億円の減少と見込んでいます。
 ・将来的な公債負担の軽減を図るため、H29年度以降、減債基金から5億円ずつ繰り入れることとしています。

○用語説明

【ICT】

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。

従来のITの意味する情報技術（コンピュータ技術）に加えて、それを使った伝達能力（コミュニケーション）を強調した表現。

【公の施設】

普通地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置した施設。

【合併特例債】

合併後の地域振興や旧地域間の格差は正などの名目で起債できる地方債のこと。平成24年6月に、当初10年間であった発行期限が延長され、東日本大震災の被災地では合併後20年間、被災地以外は15年間にわたり特例債の発行が可能になった。市町村建設計画に

基づく事業のうち、特に必要と認められる事業に限り使うことができるもので、事業費の95%に充当でき、元利償還の7割は交付税措置となる。

【外郭団体】

~~市（官公庁）から出資・補助金を受けるなどして補完的な業務をおこなう団体のこと。事業・活動の内容や人事などの面で所管官公庁と密接な関連をもつが、設立の経緯、目的、組織形態、所管官庁の出資割合や出向職員数について、そのあり方は多種多様である。（第三セクター、公社、社会福祉法人等）~~

コメントの追加 [A40]: 当

該用語を使用しなくなったことによる削除

【行政評価】

行政が実施する施策や事務事業について、実施状況や成果の評価を行い、必要性・有効性・効率性等を分析し、改革・改善を行う組織の経営管理手法の一つ。

【機関委任事務】

地方公共団体の首長（都道府県知事、市町村長）等が法令に基づいて国から委任され、「国の機関」として処理する事務のことで、平成12年4月の地方分権一括法施行により廃止された。

【指定管理者制度】

地方公共団体の公の施設の管理にあたり、指定を受けた指定管理者が管理を代行する制度。株式会社や地域団体などの民間事業者も施設管理を代行することが可能となった。

【実質公債費比率】

自治体の一般財源収入に対する地方債返済額の比率。18%以上になると、新たに地方債を発行する際、公債費負担適正化計画を立てて国や県の許可が必要になる。25%以上の団体は財政健全化計画や財政再生計画に基づく許可が必要で、地方債の発行が大きく制限される。

【スクラップ・アンド・ビルド】

組織や事業の拡大を抑制するため、新設する場合には、それに相当する既存の組織や事業を廃止すること。

【スケールメリット】

広域化等により組織の規模を大きくすることによって得られる効果。

【第三セクター】

公企業を第一セクター、民間企業を第二セクターと呼ぶことから、国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体をいう。地域開発・交通その他の分野で設立されている。

【地方公営企業】

地方公共団体が経営する企業のうち、水道・軌道・自動車運送・地方鉄道・電気・ガスなどの公共性の高い各事業で、地方公営企業法の適用される事業。

【地方交付税】

地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正し、その事務を遂行できるよう国から地方公共団体へ交付される資金。国税収入のうちから一定の比率で交付される。

【地方分権一括法】

正称は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。

地方公共団体の事務に関する記述のある法律のうち、改正が必要な 475 本の法律の改正部分を、1 本の法律として改正した。平成 11 年（1999 年）に制定され、一部を除き平成 12 年（2000 年）4 月に施行された。

地方分権を推進し、地方の裁量性を高めて国の関与を少なくすることで、中央と地方のこれまでの上下関係を対等・協力の関係に改め、地方自治の活性化を図ることを目的としている。

【定員適正化計画】

平成 9 年の地方分権推進委員会第 2 次勧告において、組織の肥大化の抑制し、住民の行政需要に的確にこたえていくため、すべての地方公共団体においては、計画期間を定め、目標数値を掲げた定員適正化計画を策定し、公表するものとされた。

【パブリックコメント】

市の基本方針や計画等について、事前に案を示して広く市民から意見や情報を募集すること。

【PDCA マネジメントサイクル】

プロジェクトの実行に際し、計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行うという工程を継続的に繰り返す仕組み（考え方）のこと。PDCA サイクルの特徴は、プロジェクトを流れで捉え、評価を次の計画に活かしてプロジェクトをより高いレベルにもっていくことで、民間企業では品質向上や経費削減などに広く用いられている。